平成２９年（フ）第１２７６号
神奈川県藤沢市善行団地７番４―402号
債務者　荒井　康雄
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１８５号
神奈川県海老名市中野３丁目11番18―203号
債務者　佐々木道弘
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１８６号
神奈川県海老名市国分北１丁目17番10号
イーハトーブ海老名201
債務者　佐々木利之
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５６号
東京都昭島市福島町２丁目33番18号
債務者　藤野麻衣子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９７４号
東京都八王子市横川町600番地２ラ・プリマヴェーラ103号
債務者　高橋　肖武
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０４４号
東京都東久留米市南町１丁目７番３―606号
債務者　木村奈緒美
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１８７号
神奈川県藤沢市下土棚1043番地の６　シャトレー湘南205号室
債務者　天谷　　豊
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０３号
東京都八王子市めじろ台３丁目39番地12ビオラコート102号
債務者　樋口　豪胤
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０８９号
埼玉県新座市石神４丁目７番12号、旧住所埼玉県富士見市関沢３丁目27番19号　ベル　コリーヌ103
破産者　田中　俊一
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
埼玉県川口市南町１丁目10番６号
破産者　蛭間　教晶
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１６号
さいたま市浦和区北浦和１丁目24番26号218
破産者　菅原　一記
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７６号
静岡市駿河区丸子３丁目12番14号神谷方、開始決定時の住所静岡市葵区安東２丁目15番35号
破産者　佐野　寿之
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６号
静岡県伊東市岡1385番地の６　伊東マンション本館512号
破産者　藤原　建春
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
北九州市若松区大字有毛3175番地
破産者　水上　英子
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５４号
北九州市若松区大字有毛3175番地
破産者　水上　政治
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５５号
北九州市若松区大字有毛3175番地
破産者　水上　志乃
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部